

EU法規制情報

REACH規制：デカブロモジフェニルエーテル(DecaBDE)規制案

2016年5月4日、REACH規制の制限対象物質リスト(付属書 XVII)にデカブロモジフェニルエーテルの使用制限を追加する規制案が、欧州連合より世界貿易機関（WTO）に提出されました。

WTOの発表によれば、規制案は2016年の下半期中に発議されます。立案内容が採択され規制が発効となれば、デカブロモジフェニルエーテルを含有する製品をEU域内に上市するためには、付属書 XVIIに規定される使用制限の遵守が必須となります。

移行期間は規制の発効日より18カ月で、業界は移行期間中に規制に適合することが求められます。

規制案の内容は、以下の通りです。

化学物質	付属書 XVIIに規定される使用制限
デカブロモジフェニルエーテル (DecaBDE) (CAS No. 1163-19-5)	1. 物質として製造および上市してはならない。 2. 0.1 重量%以上の濃度で調剤の成分として使用および上市してはならない。 3. 0.1 重量%以上の濃度で物品もしくはその物品の個々のパーツの成分として使用および上市してはならない。

デカブロモジフェニルエーテルは難燃剤としてひろく使用されている化学物質で、とりわけプラスチック、繊維製品、接着剤、シール材およびインクなどに利用されています。

お問い合わせ先
東京事業所 グローバルコミュニケーション戦略室
☎ 03-5759-4120 （担当：志賀・関）